

神戸市幼保連携型認定こども園設置認可要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）施行規則第31条に基づき、認可の申請及び届出の手続その他細則について、必要な事項を定める。

(設置位置)

第2条 幼保連携型認定こども園を設ける位置については、神戸市子ども・子育て支援事業計画に従い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）第7条第4項に定める教育・保育施設の周辺における配置状況、地域における待機児童の状況、将来の保育需要等を踏まえ、判断するものとする。

(定員)

第3条 定員については、原則として60人以上とするものとする。

(法令・通知の遵守)

第4条 幼保連携型認定こども園の認可にあたって、各法令を遵守するほか、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日府政共生第1104号26文科初第891号雇児発1128第2号）等の通知に従い審査する。

(建築基準法の遵守等)

第5条 幼保連携型認定こども園は、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であるものとする。また、建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であるものとし、それ以前に建築されたものにあっては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法で行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であるものとする。

2 本要綱の施行日前日において、現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在地において

て、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、前項の限りでない。

(職員に関する基準)

第6条 職員の配置については、神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年10月神戸市条例第19号。以下、「条例」という。）に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

- (1) 教育及び保育に直接従事する職員の数の算定方法については、「幼保連携型認定こども園の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月府政共生第1104号26文科初第891号雇児発1128第2号）に定める方法によるものとする。
- (2) 以下の条件を全て満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができるものとする。
 - ア 学級担任は原則常勤専任であること。
 - イ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。
 - ウ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の1か月の勤務時間数が、常勤を充てる場合の1か月の勤務時間数を上回ること。
- (3) 調理員等の定数は、利用定員40人以下の施設は1名以上、利用定員41人以上の施設は2名以上常勤職員を配置するものとする。利用定員151人以上の施設は、さらに1名の非常勤職員を加えて配置するものとする。

(設備に関する基準)

第7条 設備の設置については、条例に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

- (1) 乳児室又はほふく室については、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3平方メートル以上であるものとする。
- (2) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合は、調乳設備や体を洗う

設備、汚物を処理する設備等必要な設備を整えるものとする。

(3) 乳児室・ほふく室・保育室及び遊戯室と調乳設備は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画するものとする。

(運営に関する基準)

第8条 幼保連携型認定こども園の運営にあたっては、条例に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

(1) 開所時間については、1日11時間以上とする。

(2) 開所日については、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日以外は開所するものとする。

(苦情対応)

第9条 苦情処理の対応について、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日児発第575号）「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」（平成12年8月22日児発第707号）に定める苦情解決体制を確立するものとする。

(地域子ども・子育て支援事業の実施)

第10条 幼保連携型認定こども園は、法第59条に規定される延長保育事業や一時預かり事業等地域子ども・子育て支援事業を実施するものとする。

(認可申請)

第11条 市が行う公募で承認を得た事業者は、工事完了後、開園までに速やかに必要な添付書類を添えて「幼保連携型認定こども園設置認可申請書」（様式第1号。以下、「認可申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 施行日前日において、現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在地において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、別に市長が定める期日までに必要な書類を添えて認可申請書を市長に提出するものとする。

3 市長は、「神戸市子ども・子育て会議」の意見を聴き、本要綱に定める要件

を満たす場合は、認可し、「幼保連携型認定こども園設置認可書」（様式第2号）を申請者に交付する。

（認可事項変更届）

第12条 市長は、法令及び本要綱の基準を満たす「幼保連携型認定こども園認可事項変更届」（様式第3号）を受け付けたときは、「幼保連携型認定こども園認可事項変更受理通知書」（様式第4号）を交付するものとする。

（廃止・休止認可申請）

第13条 認可を受けた者が、幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとするときは、原則として6か月以上前までに、認定こども園法施行規則第17条に定める事項を記載した「幼保連携型認定こども園廃止・休止認可申請書」（様式第5号）を市長に提出する。市長は、適當と認める場合は、「幼保連携型認定こども園廃止・休止認可書」（様式第6号）を交付するものとする。

（その他）

第14条 この要綱の施行に関し、必要な事項は所管局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、条例の施行の日から施行する。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

2 第6条に規定する職員の配置について、条例の規定に従い、幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例を適用する場合においては、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

（2）家庭的保育者

（3）保育所、認定こども園又は地域型保育事業で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年相当）

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年10月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。